

「戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例（案）について
意見募集期間 令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、3名の方から5件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	自宅の周辺で、放し飼いの猫や飼い主のいない猫等によるふん尿、爪とぎ等による被害が発生している。 条例の施行規則を別途定め、施行規則に基づき各責務の浸透策の立案、実施、効果の確認を繰り返し行っていただきたい。	本条例は、動物を好きな人も、そうでない人も、動物愛護について理解をいただき、基本理念を共有するために制定するものです。 施行規則の制定は予定しておりませんが、猫の適正飼養や飼い主のいない猫へのえさやりマナーの普及啓発に努めてまいります。
2	条例の趣旨に賛同する。 飼い主が取り組みの中心であることを表現するため、「市、市民等及び飼い主」の順を「飼い主、市及び市民等」とする。	条例を定める立場であることから市を冒頭に記載させていただきますが、飼い主の責務についても明確に記載することにより、人と動物との共生社会づくりを推進してまいります。

